

OMEP 日本委員会 個人情報保護に関する規程

(目的)

OMEP 日本委員会は、個人情報を適正に取り扱っていることを内外に示すため、収集した個人情報の取扱いに関する基本方針を「個人情報保護に関する規程」に定めるとともに、「個人情報に保護に関する法律」、および関連法令を遵守するため、会員の個人情報の保護及び取扱いについて以下の規程のもと活動する。

(個人情報の定義)

第1条 個人情報及び会員情報の定義を以下に定める。

- 2 個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報（記号、画像等を含める）によって当該個人が識別できる情報を示す。なお、当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できる情報を含む。
- 3 OMEP 日本委員会における会員情報とは「FAX、E-メール等で会員から得た情報：住所、所属、氏名、電話番号、FAX 番号、E-メールアドレス等の特定の個人を識別できる情報」及び、総会、大会、研修会、交流会などの活動で得た情報も含まれる。

(個人情報の収集・管理・利用・提供・委託)

第2条 個人情報の収集、管理、利用、提供、委託について以下に定める。

- 2 OMEP 日本委員会は会員の相互連絡や委員会企画の会務を遂行するために、適

切な範囲でのみ、個人情報を収集し、それ以外で収集することはない。利用も適切な範囲でのみ利用し、会員のサービスに寄与するため以外の目的で使用することは一切できない。

3 本委員会は、個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいてのみ個人情報が利用できる。

4 本委員会は取得した個人情報の保護については、不正流用、改ざん、滅失、外部への漏洩を防ぐために必要かつ適切な措置を講じる。

5 本委員会は取得した個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ない限り「利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱い」や「第三者への提供」は行わない。ただし、次の場合を除く。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

6 本委員会は、情報処理などの業務を外部に委託する際に個人情報を提供する場合がある。個人情報を第三者に委託して利用する場合は、当該第三者との間で秘密保持契約を締結するなどして適切に管理する。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

第3条 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について本委員会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、速やかに対応する。

2 本委員会の業務に支障がある場合、または本人の個人情報以外の情報開示については、受け付けないこともある。

(個人情報の取り扱い改善・見直し)

第4条 個人情報の取り扱いの改善・見直しについて本委員会は個人情報の取り扱い、管理体制及び取り組みに関する点検を実施し、継続的に改善・見直しを行う。

(個人情報の廃棄)

第5条 個人情報の廃棄について本委員会は、個人情報の利用目的に照らし、その必要性が失われたときは、個人情報を消去又は廃棄する。当該消去及び廃棄は、外部流失等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいて行う。

(個人情報の改定)

第6条 個人情報保護規程の改定について本委員会は、必要に応じて、理事会の議決により、個人情報規程の内容を変更することができる。変更時は、速やかに本会のメディアを通して、変更の旨を表示、変更点が有効となる日付等を明示する。

(個人情報に関する問い合わせ)

第7条 個人情報に関する問い合わせについては OMEP 日本委員会ホームページのお問い合わせフォームを利用して本委員会事務局に問い合わせることができる。

附則 本規程は、2022(令和4)年4月1日より施行する